

滋賀県内医療機関現況調査（高次脳機能障害）結果報告書

第1節 目的

滋賀県における高次脳機能障害者の支援に関する医療サービスの現状を把握し、今後の本県での高次脳機能障害者に対する支援体制を構築する為の基礎資料とする。

第2節 方法

1. 調査時期

平成26年10月31日（金）～11月28日（金）の1か月間

2. 調査対象

滋賀県内にある病院および一般診療所 1098 か所（平成26年4月現在）

3. 調査方法

自記式調査票（ファックスにて回収）

4. 調査内容（調査票参照：p8～p10）

0. 通院状況

I. 診断実施状況

- (1) 診断実施できる診療科の有無とその診療科
- (2) 担当医師の状況
- (3) 障害年金及び精神保健福祉手帳の診断書作成
- (4) 診断時の神経心理学検査の実施状況
- (5) 診断診療科がない理由

II. リハビリテーションについて

- (6) 自院への通院・入院患者のリハビリテーション実施程度
- (7) (6) の形態とその内容
- (8) 外来リハビリテーションの受入れについて
- (9) (8) の形態とその内容
- (10) リハビリテーションをできない理由

III. その他

- (11) 相談窓口の有無
- (12) (11) の具体的内容
- (13) 情報公開の諾否
- (14) その他ご意見等（自由記載）

第3節 結果

1. 調査票の回収

324 か所から回答を得た。(回収率 29.5%)

| | 一般診療所総数 | 回答数 | 回収率(%) |
|-----|---------|-----|--------|
| 大津 | 279 | 84 | 30.1 |
| 湖南 | 264 | 79 | 29.9 |
| 甲賀 | 86 | 21 | 24.4 |
| 東近江 | 139 | 33 | 23.7 |
| 湖東 | 116 | 38 | 32.8 |
| 湖北 | 117 | 27 | 23.1 |
| 湖西 | 39 | 14 | 35.9 |
| 小計 | 1040 | 296 | 28.5 |

表1-1 保健医療圏域別回答率(一般診療所)

| 病院総数 | 回答数 | 回収率(%) |
|------|-----|--------|
| 58 | 28 | 48.28 |

表1-2 回答率(病院)

2. 通院状況

高次脳機能障害のある方が通院していると回答したのは72か所(22.3%)であった。

その内訳は、病院が20か所、診療所が52か所であった。回答した病院のうち71.4%が高次脳機能障害のある方が通院していると回答していた。また、一般診療所に関しては湖北圏域が37.0%と最も高く、東近江圏域が12.1%と最も低かった。

| | 通院している(数) | 回答総数 | 通院している(率) |
|-----|-----------|------|-----------|
| 大津 | 12 | 84 | 14.3 |
| 湖南 | 14 | 78 | 17.9 |
| 湖北 | 10 | 27 | 37.0 |
| 東近江 | 4 | 33 | 12.1 |
| 甲賀 | 4 | 21 | 19.0 |
| 湖西 | 3 | 14 | 21.4 |
| 湖東 | 5 | 38 | 13.2 |
| 病院 | 20 | 28 | 71.4 |
| 総数 | 72 | 323 | 22.3 |

表2-1 通院状況(一般診療所(圏域)、病院)

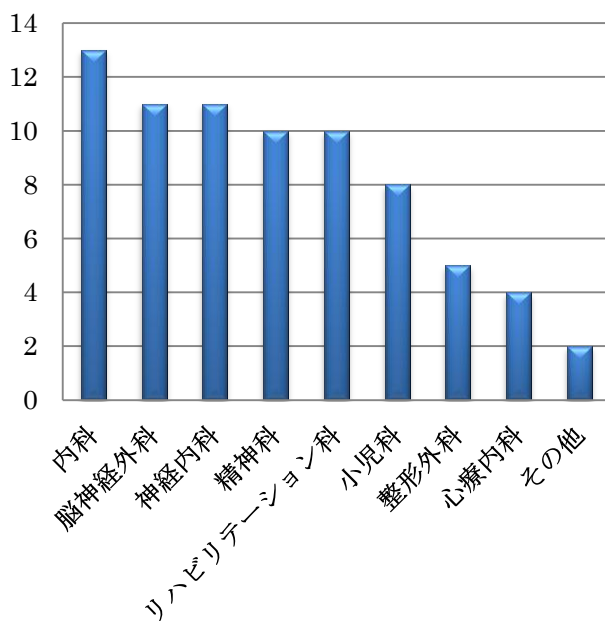
3. 診断

行政的な診断基準に基づく診断が可能であると 48 か所が回答した。内科が最も多く（13 か所）、脳神経外科（11 か所）、神経内科（11 か所）と続いた。また、担当医師が決まっていると回答した病院・診療所は 28 か所であった。

| | 内科 | 脳外科 | 神経内科 | 精神科 | リハ科 | 小児科 | 心療内科 | 整形外科 | その他 |
|-------|----|-----|------|-----|-----|-----|------|------|-----|
| 一般診療所 | 12 | 3 | 3 | 8 | 3 | 6 | 4 | 4 | 1 |
| 病院 | 1 | 8 | 8 | 2 | 7 | 2 | 0 | 1 | 1 |
| 総数 | 13 | 11 | 11 | 10 | 10 | 8 | 4 | 5 | 2 |

表3-1 診断実施科(複数回答)

図3-1 診断実施科(複数回答)



4. 診断書の作成・神経心理学検査の実施

①障害年金及び②精神保健福祉手帳の為の診断書の作成は 37 か所が可能であると回答した。①については、一般診療所が 19 か所、病院が 16 か所であり、②については一般診療所が 12 か所、病院が 10 か所であった。

診断時の神経心理学検査の実施は 12 か所が実施していると回答した。また、11 か所が条件付で実施していると回答し、「軽度の方に限る」「入院・通院患者のみ」「身体機能を中心に実施している」「検査が必要な場合は関連病院で実施」等の回答があった。

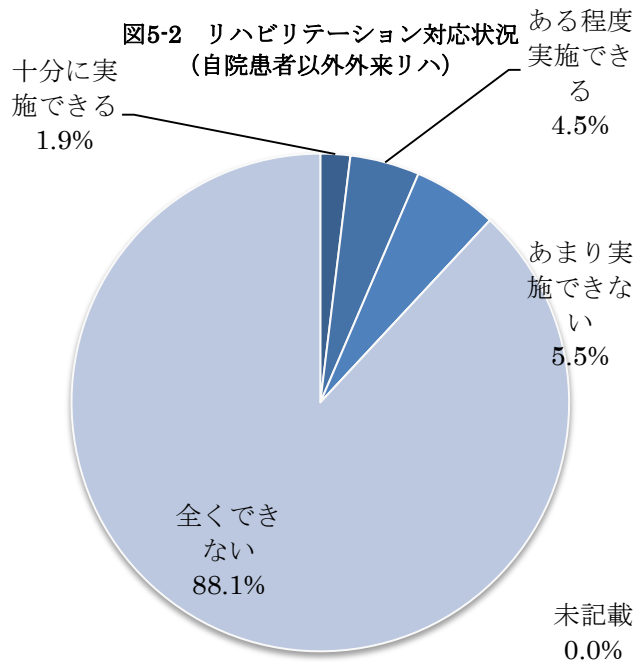
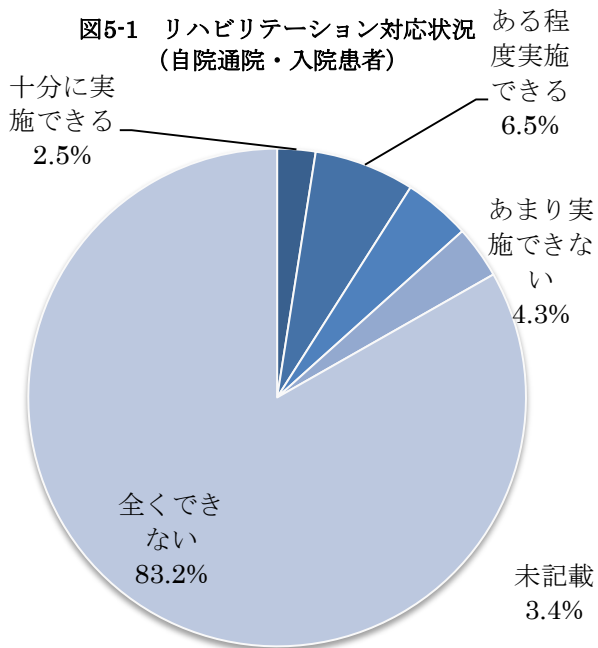
| | 可能 | 不可能 |
|----------|----|-----|
| 障害年金 | 35 | 15 |
| 精神保健福祉手帳 | 22 | 26 |

表4-1 各種診断書の作成

また、診断科がないと回答した 270 か所の理由については、【診断が実施できる医師が不在】と回答したものが最も多く（54.8%）、次いで【設備が不十分】（23.7%）、【対象者が不在】（23.0%）となり、【その他】の回答には企業内診療所・健康相談・透析専門機関である為などの理由が記載されていた。

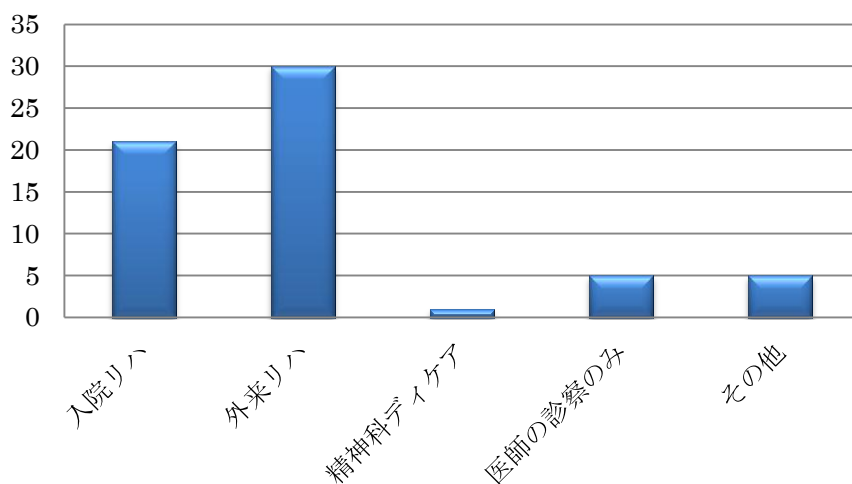
5. リハビリテーション

高次脳機能障害のある方へのリハビリテーション対応状況は、自院通院・入院患者に対しては十分に【十分に実施できる】【ある程度実施できる】と回答したのは 29 か所（9.0%）であった。それに対し、自院患者以外についての外来リハ提供は 20 か所（6.4%）であった。



また、自院の患者に対してリハビリテーションを【十分に実施できる】【ある程度実施できる】【あまり実施できない】と回答した 43 か所のリハビリテーション形態については、外来リハが最も多く 30 か所、次いで入院リハ 21 か所、医師の診察 5 か所であった。その他として「訪問リハへ指示書を書いて実施」などの回答もあった。

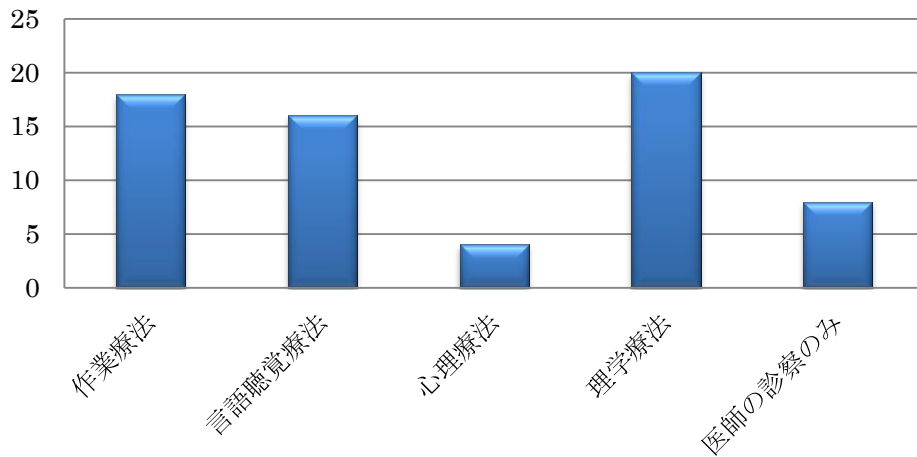
図5-3 リハビリテーション実施形態（複数回答）（自院患者）



また、在宅で生活している方から高次脳機能障害に対する外来リハビリテーションを受けたいと申し受けがあった場合受入れに対して【十分に実施できる】【ある程度実施できる】【あまり実施できない】と回答した 37 か所の提供できるリハ形態については、理学療法 20 か所（54.1%）、作業療法 18 か所（48.6%）、言語聴覚療法

16 か所 (43.2%)、医師の診察 8 か所 (21.6%)、心理療法 4 か所 (10.8%) であった。

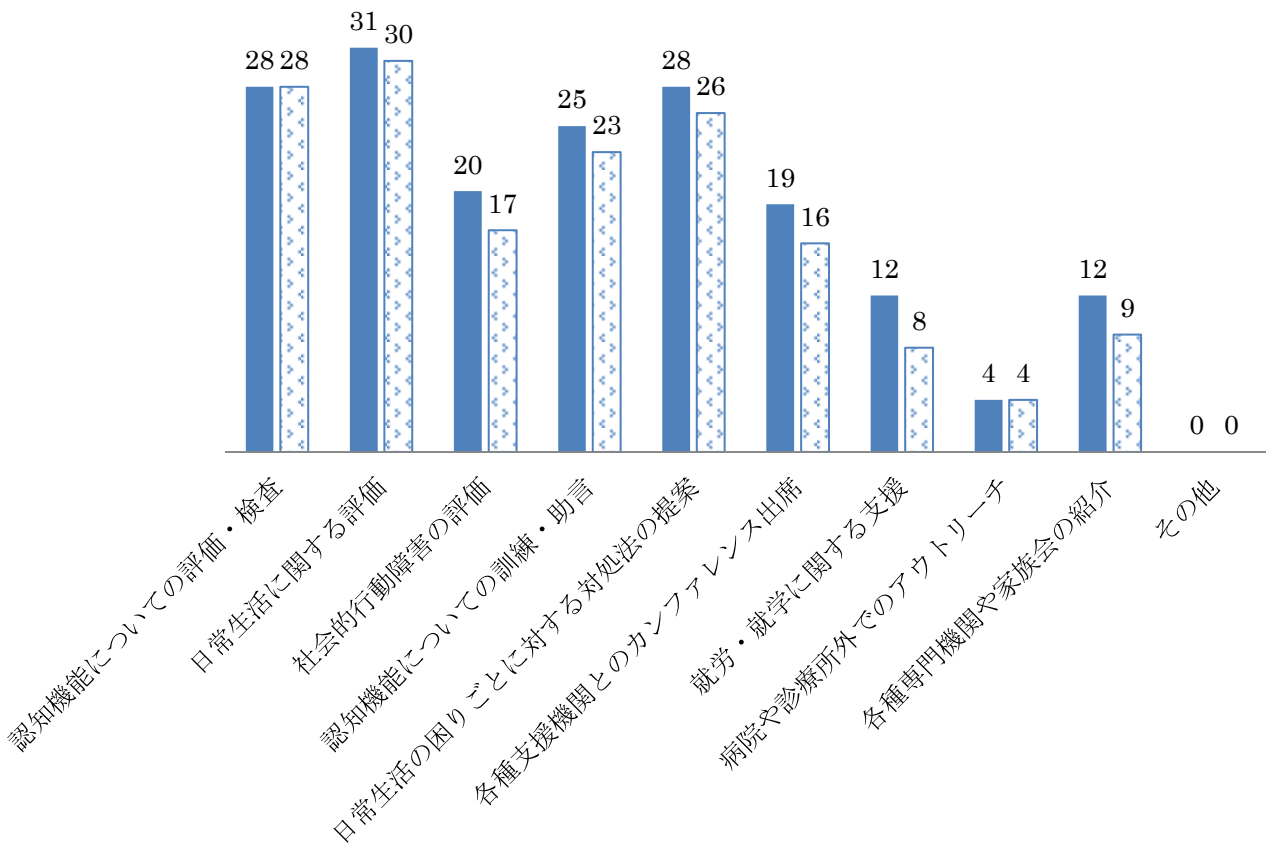
図5-4 リハビリテーション実施形態 (複数回答)
(自院以外)



提供されるリハビリテーション内容については、認知機能についての評価・検査、日常生活に関する評価、日常生活の困りごとに対する対処法の提案、認知機能についての訓練・助言が多く回答されていた。

図 5-5 リハ提供内容

■ 自院患者(N=43) □ 自院患者以外の外来リハ (N=37)



また、リハの実施に関する設問において、【リハの実施ができない】と回答した 273 か所の理由については、

【診断、リハ指示できる医師が不在】が最も多く半数を超える回答であった。

| | 回答数(N-273) | 割合(%) |
|-----------------|------------|-------|
| 診断、リハ指示できる医師が不在 | 143 | 52.4 |
| リハを提供するセラピストが不在 | 95 | 34.8 |
| 設備が不十分 | 97 | 35.5 |
| 対象者が不在 | 50 | 18.3 |
| 対象疾患としてとらえていない | 77 | 28.2 |
| 十分な知識・経験がない | 64 | 23.4 |
| その他 | 25 | 9.2 |

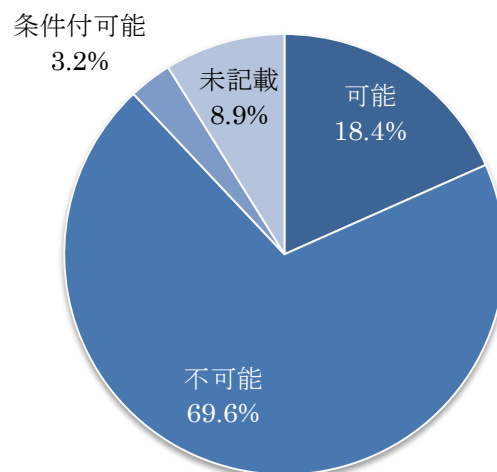
表5-1 リハが提供できない理由

6. その他

高次脳機能障害に関する評価や診断、リハビリ等の問合せ窓口は設置状況については、設置していると回答したのは6か所でリハビリテーション関係窓口が3か所、外来受付が1か所、診療所2か所であった。

また、ホームページ上への掲載許可については、【可能】が58か所(18.4%)、【条件付可能】が10か所(3.2%)であり、【可能】、【条件付可能】と回答したうち診断や評価、リハを実施しているのは37カ所であった。

図6-1 掲載許可



高次脳機能障害に関する支援体制（医療機関）についての調査

（ご提出期限：11月28日（金） FAX：077-582-5726）

滋賀県立リハビリテーションセンター 事業推進担当 宛て（送付文不要）

1. 回答は、該当する選択肢を○で囲ってください。
2. 記載は、医療機関で実際に主として担当される方をお願いいたします。
3. アンケートの内容やホームページへの掲載等ご不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。
4. 昨年度、当センター調査・研究事業にて県内の病院リハビリテーション科に対し実施した調査内容と重複している箇所がありますが、ご了承ください。

滋賀県立リハビリテーションセンター 事業推進担当 中井・乙川・田中 TEL：077-582-8157

0. 通院状況 貴院において高次脳機能障害の診断がついている方は通院されていますか。

①はい ・ ②いいえ

I. 診断

(1). 厚生労働省が示す高次脳機能障害の行政的な診断基準（別紙参照）に基づいて診断書を発行することができる診療科はありますか。

①神経内科 ②心療内科 ③精神科 ④リハビリテーション科 ⑤脳神経外科 ⑥整形外科
⑦小児科 ⑧内科 ⑨その他（ ）科 ⑩診療科はない（→（5）へ）

(2). 担当医師は決まっていますか。

①決まっている ②決まっていない

差し支えがなければ、担当医の先生のお名前を教えてください。

_____科 _____医師 （医師名は公表されません）

(3). (1) に関して、下記に示される診断書を作成する事は可能ですか。

| | 可能 | 不可能 |
|----------|----|-----|
| 障害年金 | ① | ③ |
| 精神保健福祉手帳 | ② | ④ |

その他特記事項 _____

(4). 診断の際、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害に関する神経心理学的検査（注1）を実施していますか。

①実施している ②条件つきで実施している ③実施していない

条件 _____

注1) 神経心理学検査：読む・書く・聞く・話す・見ることや、注意する・記憶する・物事を計画する等についてテストを実施し、その人のもつ基礎的な能力を評価する為の一つの指標となりうる検査のことを指します。具体的には、下記のようなものが挙げられます。（SLTA・WAB 失語検査・標準高次視覚検査・三宅式記銘力検査・ベントン視覚記銘検査・Paced Auditory Serial Addition Task 等）

(5). (1) ⑩診療科はないと答えた医療機関にお聞きします。その理由を下記からお選びください。

- ①診断が実施できる医師が不在 ②診断基準を知らなかった為 ③診断基準がよくわからなかった為
④設備が不十分な為 ⑤対象者がいない為 ⑥その他 ()

Ⅱ. リハビリテーション

(6). 自院に通院・入院の方が高次脳機能障害に対するリハビリテーションを受ける事は可能ですか。

- ①十分に実施できる ②ある程度実施できる ③あまり実施できない
④全くできない (→ (8) へ)

その他特記事項 _____

(7). (6) で①～③を選択した医療機関にお聞きします。どのような形態のリハビリテーションを実施する事が可能ですか。(複数選択可能)

- A: ①入院リハビリ ②外来リハビリ ③精神科ディケア ④医師の診察のみ
B: ①認知機能についての評価・検査 ②日常生活に関する評価 ③社会的行動障害の評価
④認知機能についての訓練・助言 ⑤日常生活の困りごとに対する対処法の提案
⑥各種支援機関とのカンファレンス出席 ⑦就労・就学に関する支援
⑧病院や診療所外で実際場面を観察し、支援方法を提案 ⑨各種専門機関や家族会の紹介
⑩その他 ()

(8). 在宅で生活している方から高次脳機能障害に対する外来リハビリテーションを受けたいと申し受けがあった場合受入れは可能ですか。

- ①十分に実施できる ②ある程度実施できる ③あまり実施できない
④全くできない (→ (10) へ)

(9). (8) で①～③を選択した医療機関にお聞きします。どのような形態のリハビリテーションを実施する事が可能ですか。(複数選択可能)

- A: ①作業療法 ②言語聴覚療法 ③心理療法 ④理学療法 ⑤医師の診察のみ
B: ①認知機能についての評価・検査 ②日常生活に関する評価 ③社会的行動障害の評価
④認知機能についての訓練・助言 ⑤日常生活の困りごとに対する対処法の提案
⑥各種支援機関とのカンファレンス出席 ⑦就労・就学に関する支援
⑧病院や診療所外で実際場面を観察し、支援方法を提案 ⑨各種専門機関や家族会の紹介
⑩その他 ()

(10). (6)、(8) で④を選択した医療機関にお聞きします。その理由をお選びください。

- ①診断、リハ指示ができる医師が不在 ②リハを提供するセラピストが不在
③設備が不十分 ④対象者が不在
⑤高次脳機能障害を当院・診療所の対象疾患ととらえていない
⑥高次脳機能障害に対する十分な知識・経験がない
⑦その他 ()

